

京都府公立大学法人会計規則第32条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年3月27日

京都府公立大学法人 理事長 長尾 真

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び予定数量

ア 名称

京都府立医科大学附属北部医療センター  
患者用寝具一式賃貸借業務

イ 予定数量 延べ107,675床

(2) 業務の内容及び賃借物の種類等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 賃借期間

平成30年7月1日から平成31年6月30日まで

(4) 納入場所

京都府与謝郡与謝野町字男山481番地  
京都府立医科大学附属北部医療センター

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒629-2261 京都府与謝郡与謝野町字男山481番地  
京都府立医科大学附属北部医療センター事務部会計課  
電話番号及びファクシミリ番号(0772)46-3371(代)

(2) 入札説明書の交付期間及び時間

ア 期間

平成30年3月27日(火)から平成30年4月9日(月)までとする。  
ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 時間

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

3 入札に参加できない者

京都府公立大学法人契約管理要綱(平成21年京都府公立大学法人要綱第24号。以下「要綱」という。)第4条に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 京都府における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加資格者の資格を得ている者で、「洗濯」及び「繊維製品」に登録されている者であること。
- (2) 医療法施行規則第9条の14の要件を満たしている者であること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (4) 当該賃貸借業務又はこれと類似する物品の賃貸借業務について、相当数の実績があること及び安定的な業務履行が可能であること。

## 5 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間及び時間
  - ア 期間  
2の(2)のアに同じとする。
  - イ 時間  
2の(2)のイに同じとする。
- (2) 提出場所  
2の(1)に同じとする。
- (3) 提出方法  
持参による。
- (4) 確認通知  
入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
- (5) その他  
確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

## 6 入札参加資格を有する者の名簿への登載

5について、入札参加資格を有すると認定された者は、京都府立医科大学附属北部医療センター患者用寝具一式賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

## 7 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時並びに場所
  - ア 日時 平成30年4月17日（火）午後1時30分

イ 場所 京都府与謝郡与謝野町字男山481番地  
京都府立医科大学附属北部医療センター内  
地域医療センター（本館3階）

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送等による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、輸送費等納入場所渡しに要する全ての諸経費を含めるものとし、記載に当たっての詳細事項は入札説明書において示すところによる。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者(失格者を含む。)は、再度入札に参加することはできない。

ア 3に該当する者のした入札及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者のした入札又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

コ その他入札条件に違反した者

(5) 落札者の決定方法

要綱第6条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

## 8 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の8に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

## 9 契約保証金

落札者は、各契約単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、要綱第31条第2項第3号に該当する場合は、免除する。

## 10 その他

- (1) この入札の実施については、1から9までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 本件入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。